

お亡くなりになった方の手続きの際お持ちいただくもの一覧

ご遺族(相続人・喪主)のもの
認印(喪主・相続人・お手続きに来られる方)
お越しいただく方の本人確認ができるもの 顔写真付きのもの：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害手帳など (写真がないものであれば2点：健康保険証、資格確認書、介護保険証、年金証書 年金手帳等)
マイナンバー(通知)カード(未支給年金の請求手続きをする場合・請求者となる方)
預貯金通帳(喪主・相続人)
喪主が確認できるもの(会葬礼状・葬儀の領収書)

お亡くなりになられた方のもの(あるものだけお持ちください) ※失くされた場合など見当たらなければお持ちいただかなくてもお手続きできます。	お問い合わせ・手続き窓口
印鑑登録証 【No. 】	①証明書受付 0778-22-3001
住民基本台帳カード	
国民健康保険証又は資格確認書	④保険・年金 0778-22-3002
後期高齢者医療保険証又は資格確認書(75歳以上の方)	
国民年金の年金証書	
介護保険被保険者証(65歳以上の方)	⑧高齢者・介護保険 0778-22-3715
在宅介護用品(紙おむつ)助成券	⑧高齢者・介護保険 0778-22-3784
障がいをお持ちの方又はその関係者がお亡くなりになった場合、裏面をご覧ください。	⑨障がい者福祉 0778-22-3004

戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を行う場合 (手続きは死亡届から5日後以降です。)	お問い合わせ・手続き窓口
必要な証明書等は提出先によって違います。「誰の何が載っている戸籍・証明が必要なのか」ご来庁前に、必ず提出先(金融機関、郵便局、JA、NTT、携帯電話会社さま等)へご確認をお願いいたします。	①証明書受付 0778-22-3001

※戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となります。

※相続人代表者が法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書(公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言(検認済みのもの)をお持ちください。

障がいをお持ちの方又はその関係者の方がお亡くなりになられた場合、各制度に応じて「亡くなられた」というお手続きが必要となります。下記に該当する方は、記載してある「必要なもの」をお持ちいただき、市社会福祉課(⑨障がい福祉窓口)又は今立総合支所にてお手続きくださいますようお願いいたします。

なお、すべてのお手続きに、窓口に来られる方の身分証明書が必要となります。

障害者手帳を持っていた方が亡くなられた場合

必要なもの

- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 療育手帳
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳

**重度心身障害者等医療費受給者証を持っていた方が亡くなられた場合
(医療費の助成を受けていた場合)**

必要なもの

- ☐ 重度心身障害者等医療費受給者証
- ☐ 相続人名義の通帳と認印(第一優先:配偶者 第二優先:子)

**障がい者の手当を受けていた方が亡くなられた場合
(手当を受給している方又は受給対象障がい者(児)が亡くなられた場合)**

必要なもの

- ☐ 相続人名義の通帳(第一優先:配偶者 第二優先:子 第三優先:親)

障がい福祉のサービスを受けていた方が亡くなられた場合

必要なもの

- ☐ サービス受給者証

心身障害者扶養共済制度を利用されていた方が亡くなられた場合

社会福祉課に事前にお問い合わせください。

問い合わせ先

〒915-8530

越前市府中一丁目13番7号

越前市役所

社会福祉課(⑨ 障がい福祉窓口)

連絡先 TEL(0778)22-3004

FAX(0778)22-3257